

地縁団体設立の手引き



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

令和8年4月改訂

【問合せ先】

小牧市役所 自治会支援室 自治会支援係
電話 39-6573

目 次

第1	地縁による団体とは	2
第2	地縁団体の認可の要件	3
第3	法人化によるメリット・デメリット	4
第4	認可申請手続き	
1	地縁団体の設立から認可までの主な手続きの流れ	5
2	認可申請の事前準備	6・7
3	認可申請手続き	8
4	申請にあたっての注意点	8
5	認可・告示	9
第5	認可後の地縁団体	
1	認可地縁団体の印鑑登録	10
2	認可地縁団体証明書の発行	10・11
3	規約や告示された事項に変更があった場合	11
4	認可地縁団体としての義務	11・12
5	認可の取消と解散	12
6	各種手続き	13・14
第6	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	15・16
第7	参考資料	
1	よくある質問	17~19
2	関係法令 小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	20~22
	小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	23
	・認可地縁団体印鑑登録申請書	24
	・認可地縁団体印鑑登録原票	25
	・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	26
	・認可地縁団体印鑑登録証明書	27
	・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	28
	・認可地縁団体印鑑登録抹消通知書	29
	小牧市地縁団体の認可に関する取扱要綱	30・31
	・認可申請書	32
	・構成員の名簿	33
	・保有資産目録	34
	・保有予定資産目録	35
	・事業報告書	36
	・代表者就任承諾書	37
	・地縁団体台帳	38~39
	・規約変更認可申請書	40
	・告示事項変更届出書	41
	・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	42
	・申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	43
3	記載例 証明書交付申請書	44
	自治会規約	45~50
	自治会総会議事録	51

これまで、自治会等には、法人格がみとめられていなかったため、自治会等で所有する集会所等の登記名義は、団体の代表名義や当時の役員の共有名義で登録を行っていました。

このことにより、名義人の転居や死亡により自治会員でなくなった場合、名義の変更や相続の問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が所定の要件を満たし、市長の認可を受けたときは、地縁団体として法人格を取得し、団体名義で不動産等を保有することができるようになりました。

ただし、自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

第1 地縁による団体とは

地縁による団体・・・「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）

この制度は、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的としている団体で、一定の区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体で、いわゆる自治会・町内会などを対象にしています。したがって、以下の団体は対象となりません。

- ◎ 特定の目的だけを行う団体
（スポーツ活動や環境美化活動だけを行う団体など）
- ◎ 構成員に対して、住所以外の特定の条件を要する団体
（子ども会、老人会、婦人会などのように年齢、性別を条件とする団体など）

第2 地縁団体の認可の要件

認可を得るためには次の4つの要件を満たしていることが必要です。

1 目的

地縁による団体の存する地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会、町内会の活動であり、規約に明記する必要があります。

目的が、スポーツや社会福祉活動等特定されている場合は認可の対象となりません。

2 区域

地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

現況による区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず市民にとっても客観的に明らかな形で境界が画されていることが必要となります。

町名及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、市民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市長が認める場合には、道路や河川等による区域も画することもできます。

また、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対しては認可することはできません。

3 構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

年齢や性別、国籍等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になれる必要があります。「相当数の者」とは、一般的に区域内の全住民（自治会・町内会等に参加していない人を含む）の過半数をいいます。

なお、認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっています。

4 規約

規約を定めていること。

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地
⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項
⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

第3 法人化によるメリット・デメリット

1 メリット

(1) 不動産の登記

自治会等で法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記ができます。
一度団体（自治会）名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても不動産登記の内容を変更する必要がありません。

(2) 各種税法上の優遇

地縁団体は、税法上の公益法人とみなされ、税法上優遇されます。収益事業を行わない場合には、必要な手続きをしていただければ、減免対象となります。

2 デメリット

(1) 登記費用

地縁団体は、公益法人とみなされ、税法上優遇されます。ただし、登記のための登録免許税については減免措置がないため、名義変更の際に費用が発生します。
また、手続きを司法書士に依頼する場合には、さらに費用がかかります。

(2) 収益事業を行う場合には、税法上の優遇がありません

(3) 認可申請の準備

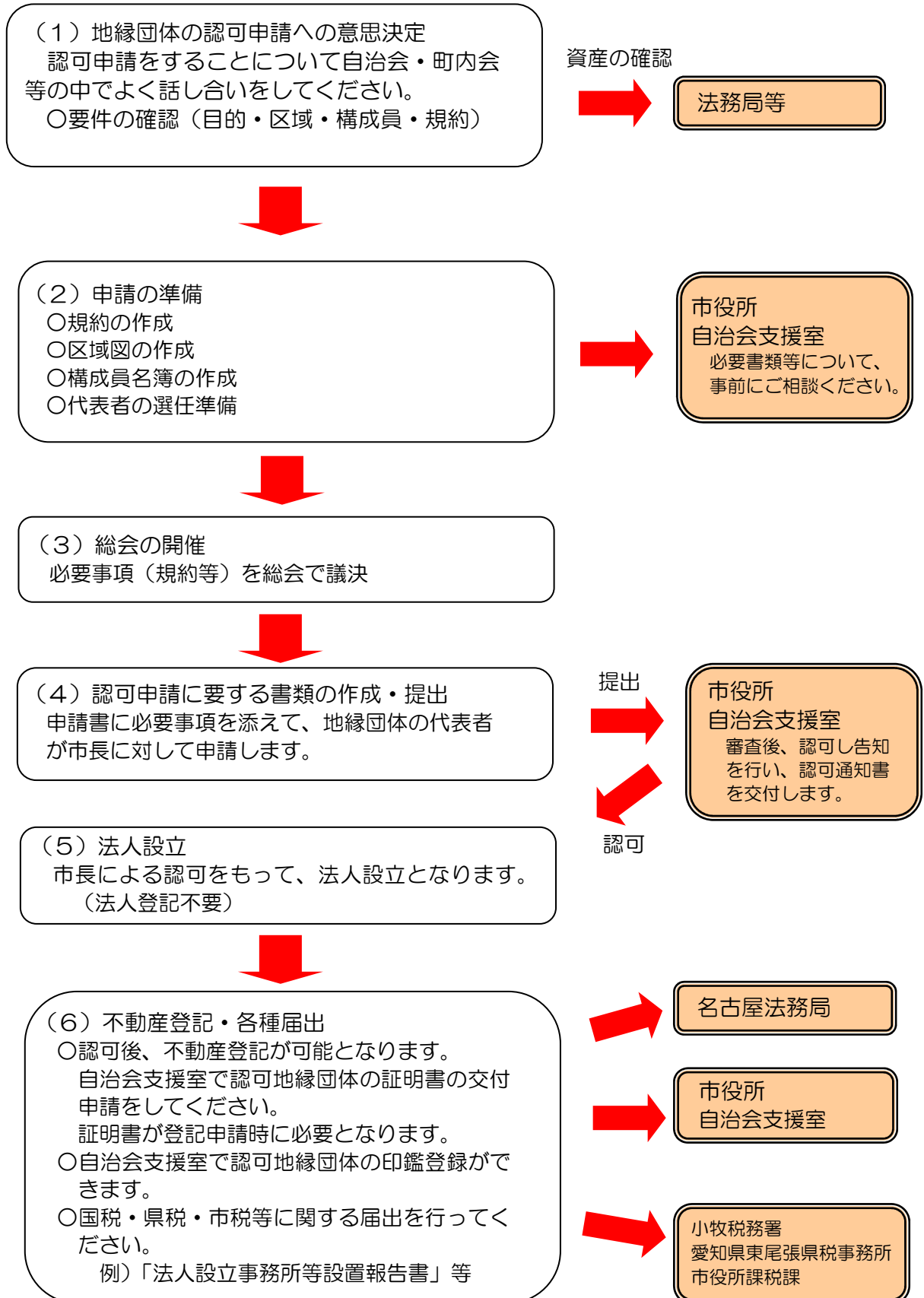
不動産の現在の所有者（個人名で登記されている場合）の相続が発生している場合には、相続人の委任状をもらうのが非常に大変です。そのために戸籍謄本を取得するために意外と多くの費用がかかる可能性があります。

また、認可地縁団体も法人であるため、法人設立の届出（市、県、税務署）や税法上の優遇を受けるための減免申請など代表者がする手続きがあります。

代表者の変更や規約の変更などが生じた場合にも、市に届出をする必要があります。

第4 認可申請手続き

1 地縁団体の設立から認可までの主な手続きの流れ



2 認可申請の事前準備

自治会・町内会等の地縁による団体が、地縁団体の認可申請を行うにあたっては、以下の事項を総会であらかじめ議決しておくことが必要です。

まずは、自治会・町内会等の中でよく話し合いをしてください。

(1) 規約の整備

規約には次の事項を定めなければなりません。

ア 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。

イ 名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないように注意してください。客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。

ウ 区域

現に地域的な共同活動を行っていて、住民にとって容易に特定できることが必要です。字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付して下さい。

エ 事務所の所在地

特に制限はありませんが、団体内部の連絡や会合に最も適したところが良く、集会所・代表者の自宅などが一般的です。ただし、代表者の自宅にした場合、告示事項であるため代表者の交代ごとに告示事項変更届を提出する必要があります。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する全ての個人は構成員になれるものとし、正当な理由がない限りこれを拒んではならない旨を必ず記載しなければなりません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢、性別、国籍などの制限等）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

カ 代表者に関する事項

代表者は1人とし、その選出方法、任期、権限、代表者に任命する事項等を定めて下さい。（地方自治法第260条の5から第260条の10の規定）

キ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項などについて定めます。構成員の表決権は平等として下さい。

(地方自治法第260条の13から第260条の19の規定)

ク 資産に関する事項

必要に応じて、保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法を定めます。

なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。(地方自治法第260条の4)

以上の8つの事項の他に、必要事項を定めることは差し支えありません。

(2) 構成員の確定

構成員を明確にするため、申請前の総会で構成員を確定しておく必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっています。申請前の総会で代表者の決定を行う必要があります。

(4) 不動産等の資産の確定

必要に応じて、保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

3 認可申請手続き

認可申請は、地縁団体の代表者が小牧市長に対して次の書類により申請します。市役所自治会支援室に提出してください。

- (1) 認可申請書 (P 32)
代表者の氏名、住所等を記入してください (押印不要)。
- (2) 規約 (P 45~50)
認可要件の事項を定めたもので、総会で議決された認可要件に合致するもの
- (3) 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類 (P 51)
認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長及び議事録署名人の署名のあるもの
- (4) 構成員の名簿 (P 33)
認可申請する地縁団体に加入している全員の住所・氏名が記載されているもの
当該地縁団体の相当数 (原則として過半数) の構成員が必要です。
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類
具体的な活動内容の分かる書類として、前年度の事業報告書・決算書、現年度の事業計画書・予算書など
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類 (P 37・51)
 - ① 議事録の写し (申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録) で議長及び議事録署名人の署名のあるもの
 - ② 代表者に決定された者の承諾書で本人の署名のあるもの
- (7) 規約で定める区域を示した図面 (区域図)
住宅地図等に区域を赤色で囲んで表示した図面

4 申請にあたっての注意点

- 申請にあたっては、必ず団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産 (保有予定財産) の確定等についても審議してください。
- 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について事前に市役所自治会支援室にご相談ください。(地方自治法及び同法施行規則との整合性について確認するため)
- 認可申請書類一式を整えて、市役所自治会支援室へ提出してください。(電子メール・FAXは不可)

5 認可・告示

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることになるため、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問合せください）審査結果は、市から代表者（申請者）に通知します。

また、告示される内容（告示事項）は以下のとおりです。

【告示事項】

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

告示後、市では認可した自治会について地縁団体台帳を作成し、以後解散されない限り又は認可取り消しの処分をしない限り、永久に保存することになります。

第5 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、市役所自治会支援室で団体の印鑑登録ができます。

不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。印鑑登録は1団体につき1個です。

(1) 印鑑登録の手続きができる人

- ・ 認可地縁団体の代表者
- ・ 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- ・ 地方自治法第260条の9に規定する仮代行者
- ・ 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- ・ 地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(2) 印鑑登録の申請に必要なもの

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書（P24）
- ②認可地縁団体印鑑1個（大きさが一辺8mm以上30mm以下）
（ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの、印影を鮮明に表しにくいものは登録できません）
- ③小牧市に印鑑登録された地縁団体代表者個人の印鑑
- ④③の印鑑を証する印鑑登録証明書1通（本人と確認するため）

(3) 印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの

市役所自治会支援室へ申請してください。

- ①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P26）
- ②印鑑登録された地縁団体の印鑑
- ③証明書交付手数料…1通300円

※代表者以外の方が申請（登録・交付）手続きをする場合には委任状が必要となります。

2 認可地縁団体証明書の発行

認可地縁団体証明書（認可地縁団体台帳の写し）の発行は誰でも申請することができます。「証明書交付申請書」により市役所自治会支援室へ請求してください。証明書の手数料は1通300円で、市長による告示があった日から発行できます（請求は代表者本人でなくてもできます）。

- ③ 証明書交付申請書（市役所自治会支援室にて配布）（P44）
- ②認印
- ③証明書交付手数料…1通300円

3 規約や告示された事項に変更があった場合

認可後、規約や告示された事項（P9参照）を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可、告示がないと、変更された事項や規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

（団体構成員の加入脱退行為は、届け出なくとも構いません。）

また、解散した場合（破産の場合を除く）及び清算終了の場合にも所要を告示することになります。

（1）規約を変更した場合

以下の書類を提出してください。書類審査の上、規約変更の認可、不認可を文書通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 規約変更認可申請書（P40）② 規約変更の内容及び理由を記載した書類③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）（P48） |
|---|

（2）告示された事項を変更した場合

代表者の住所・氏名・主たる事務所の所在地等を変更したときは、以下の書類を提出してください。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が受理し告示を行って告示事項変更手続きは完了です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 告示事項変更届出書（P41）② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し）（P51）③ 承諾書（代表者の変更の場合）（P37） |
|---|

4 認可地縁団体としての義務

（1）財産目録の作成と設置義務

認可時及び毎年度終了後財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。（地方自治法第260条の4第1項）

（2）構成員名簿の作成と設置義務

構成員名簿（P33参照）を作成し、常に主たる事務所に備えおいてください。構成員の変更については、市への報告は必要ありませんが、団体で名簿の変更を行ってください。（地方自治法第260条の4第2項）

(3) 総会の開催等

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

(地方自治法第260条の13)

また、会長が必要と認めるとき、会員の1/5以上から請求があったとき、監事から請求があったときには、臨時総会を開いてください。

(地方自治法第260条の14)

総会では、事業報告・収支決算の承認及び議決、役員を選任、その他重要な事項の議決等を行ってください。

なお、あらかじめ構成員全員の承諾がある場合は、総会にかえて電子メール、ウェブサイト、アプリケーションなどの電磁的方法による決議をとることができます。

(地方自治法施行規則第22条の2の2)

5 認可の取消と解散

(1) 認可の取消について

認可地縁団体が以下の事由に該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。(地方自治法第260条の2第14項)

- | |
|---|
| ①認可条件(P3)のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
②不正な手段により認可をうけたとき |
|---|

(2) 解散について

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、認可地縁団体は解散することになります。(地方自治法第260条の2第14項)

法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなります。解散は、市長に対して届出(市長による解散告示)、及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。なお、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟事件手続き法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますので、ご注意ください。

- | |
|---|
| ①規約に定めた解散事由が発生したとき
②破産手続き開始を決定したとき
③認可を取り消されたとき
④総会の決議があったとき
⑤構成員が欠けたとき |
|---|

6 各種手続き

(1) 法人登記について

地縁団体としての法人登記は、小牧市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。よって、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

《参考》

認可地縁団体を設立した場合、県税事務所に「法人設立事務所等設置報告書」を提出する必要があります。

また、団体が行う事業が税務署で「収益事業」に該当するとされた場合は、普通法人と同様に、法人県民税・法人事業税が課税となり、「収益事業開始報告書」の提出が必要となります。「収益事業」に該当しないとされた場合は、法人県民税（均等割）のみ課税となりますが愛知県県税条例による減免が受けられる場合があります。詳しくは、愛知県東尾張県税事務所へお問合せください。

(2) 不動産登記について

現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体の名義で登記ができます。市長の発行する証明書を添付し申請することになりますが、他の書類も必要となりますので、法務局等に確認してください。その際には登録免許税がかかります。

また、不動産の表示の変更などを行う場合にも登録免許税がかかります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

※移転登記の原因は「委任の終了」とする。

(3) 各種課税関係について

法人税やその他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税等においては公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。

税の種類		地縁団体の認可を受けた団体	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	固定資産税	申請により減免措置	固定資産税評価額で課税
県税	法人県民税	申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

(減免の対象や申請方法等の詳細については、所轄機関へお問合せください。)

《問合せ窓口一覧表》

問合せ先		内容
小牧市役所 自治会支援室	電話 0568-39-6573	地縁団体の認可に関する事
		認可地縁団体の証明、印鑑登録に関する事
小牧市役所 課税課（税制係）	電話 0568-76-1114	法人市民税に関する事
小牧市役所 課税課（家屋係）	電話 0568-76-1177	固定資産税に関する事
小牧市役所 課税課（土地係）	電話 0568-76-1116	
名古屋法務局 （春日井支局）	電話 0568-81-3210	不動産登記等に関する事
愛知県 東尾張県税事務所	電話 0568-81-3769	不動産取得税に関する事
	電話 0568-81-3197	法人県民税に関する事
小牧税務署	電話 0568-72-2111	その他の税金に関する事

第6 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されました。（地方自治法第260条の38第1項）

この制度により、これまで登記名義人の所在が分からず認可地縁団体への名義変更が滞っていた不動産について、所定の手続きを経ることで認可地縁団体への名義変更を可能にし、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

ただし、この特例制度は不動産の所有権を確定させるものではありません。

（1）特例の対象

次の4つの要件を満たし、かつこれらを疎明するに足る資料がある場合に対象となります。

- ア) 認可地縁団体が所有する不動産であること
- イ) 認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ウ) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- エ) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

（2）手続きの流れ

①申請書提出前の準備等

- ・市役所自治会支援室へ相談
- ・申請予定不動産の所有者の把握
- ・所在が判明している登記関係者から特例申請することについての同意取得
- ・総会の決議（特例申請を行うこと、その不動産を取得するに到った経緯についての決議）

②市への申請

《提出書類》

- ・公告申請書（P42）
- ・申請不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・申請要件に該当することを疎明するに足る資料

(3) 審査・公告

市は申請書類の確認を行い、要件を満たしている場合は公告（公告期間3ヶ月以上）を行います。

(4) 公告結果の通知

公告に対して異議がなかった場合、登記関係者の承諾があったものとみなし、市は申請者に対し、書面にて公告結果を通知します。

(5) 登記手続き

申請者は市からの通知、その他登記に必要な書類を備えて法務局で登記手続きが可能になります。

(6) 公告に対する異議申し立て

申請不動産の所有権移転等の登記をすることについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

異議申し立てがあった場合、市は、異議を述べた方に係る資格要件等を確認し、認可地縁団体にその旨通知します（地方自治法第260条の38第5項）。

これにより特例申請による手続きを中止することとなります。

《異議を述べる方法》

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に必要書類を添えて提出してください。異議を述べることができる期間は、公告に記載されます。

《提出書類》

- ・ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（P43）
- ・ 申請不動産の登記事項証明書
- ・ 住民票の写し等
 - a 申請不動産の表題部所有権の登記名義人の場合
- ・ 住民票の写し/戸籍の附表の写し
 - b 申請不動産の表題部所有権の登記名義人の相続人
- ・ 戸籍謄抄本/住民票の写し/戸籍の附表の写し
 - c 申請不動産の所有権を有することを疎明する者（a及びbではない者）の場合
- ・ 所有権を有することを疎明するに足る資料/住民票の写し/戸籍の附表の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

第7 参考資料

1 よくある質問

Q1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下におかれることになるのですか。

A1 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等の同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

Q2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A2 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁団体による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q3 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

A3 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うため」となっていることから、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的として設立した地縁による団体は不動産を保有していなくても市町村長の認可を受けることができます。（令和3年11月の地方自治法施行規則の改正に伴い、不動産の保有の有無に関わらず認可を受けることができるようになりました。）

Q4 団体の保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A4 地縁団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特別の規定が設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産となりうるものです。

Q5 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体としての認可の対象となりますか。

A5 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q6 なぜ構成員に法人を含むことはできないのですか

A6 地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。
構成員となることはできませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

Q7 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A7 認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。
なお、世帯単位で活動し、意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q8 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A8 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。
なお、未成年等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

Q9 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A9 地方自治法第260条の2第2項第3号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること。」としていますが、これは、制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員となっているような団体や、新たに区域の少数のものだけがその構成員となっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされない恐れがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

この「相当数」の程度の判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。

したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市町村ごとに個々具体的に行うべきものと考えられますが、一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q10 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により2つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

A10 認可を受けた地縁による団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられますので、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。なお、分裂した後の自治会等が、その区域を見直したうえで、改めて認可を申請すれば、市町村長は地方自治法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

Q11 地区内に1つのまとまりがなく、2つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

A11 自治会等は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に1つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が1つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q12 総会の表決は書面でなければ認められませんか。

A11 令和3年法改正に伴い、書面だけでなく電磁的な方法も認められることとなりました。具体的な手法としては電子メール、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決情報をディスク等に記録して当該ディスク等を交付する方法等が想定されます。

2 関係法令

○小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成5年3月26日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(印鑑の登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。)第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(印鑑の登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 前項の申請書には、小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和55年小牧市条例第13号)の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。

(印鑑の登録)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請をした者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令第21条第2項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、認可地縁団体印鑑登録原票により認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。

(登録印鑑)

第5条 本市に登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

(登録事項)

第6条 第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票には、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等の登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日

(9) 代表者等の住所

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請をする場合には、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合し、当該申請が適正であることを確認した後、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等の登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書は、印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとし、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(印鑑の登録の廃止の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に代表者等の個人印鑑を押印して、直ちに自ら市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない。

(登録事項の職権修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出のうち認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の変更に係るものがあつたときは、次条第1項の規定により登録を抹消すべき事由に該当する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

(印鑑の登録の抹消)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でない認められる場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じた場合

2 市長は、前項第3号又は第4号により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

3 市長は、第9条の申請があつたときは、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第12条 省令第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「認可地縁団体の代表者等」とあ

るのは「認可地縁団体の代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(小牧市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、小牧市行政手続条例(平成9年小牧市条例第15号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第34号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

○小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

平成5年3月26日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年小牧市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保存)

第2条 条例第11条第1項及び第3項の規定により登録を抹消した認可地縁団体印鑑に係る認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票の除票として保存するものとする。

(書類の保存期間)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録原票の除票 5年
- (2) 前号に掲げる除票以外の書類 3年

(文書の様式)

第4条 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第3条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書 様式第1
- (2) 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票 様式第2
- (3) 条例第7条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 様式第3
- (4) 条例第8条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書 様式第4
- (5) 条例第9条に規定する認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 様式第5
- (6) 条例第11条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録抹消通知書 様式第6

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第13号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第2号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成20年規則第47号)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書				
(あて先)小牧市長			年 月 日	
登録しようとする認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 代表者等の氏名	() 印	代表者等の生年月日	年 月 日
	代表者等の住所			
上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。 申請者 <input type="checkbox"/> 本人 住所 <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> 代理人 氏名 ㊞</div>				
(注)1 代理人が申請するときは、委任の旨を証する書面を添えてください。 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑をあわせて提出してください。 3 代表者等の氏名の欄には、当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録原票			
印 影 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資格) 代表者等の氏名	()	代表者等の生年月日
代表者等の住所			
登録番号		登録年月日	
認可地縁団体の認可年月日			
抹消年月日		抹消の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書				
(あて先)小牧市長		年 月 日		
		証明番号		
登録されている認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 代表者等の氏名	()	代表者等の生年月日	年 月 日
上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。 申請者 <input type="checkbox"/> 本人 住所 <input type="checkbox"/> 代理人 氏名 ㊞				
(注)1 代理人が申請するときは、委任の旨を証する書面を添えてください。 2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書			
			証第 号
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 印 影 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;"></div>	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	(資格) 代表者等の氏名	()	代表者等の生年月日
<p>この印影の写しは、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">小牧市長 印</p>			

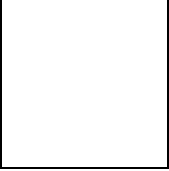
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(あて先)小牧市長

廃止しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	(資格) 代表者等の氏名	()	代表者等の生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名



- (注)1 代理人が申請するときは、委任の旨を証する書面を添えてください。
 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、代表者等の当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書	
認可地縁団体印鑑登録 の抹消年月日	年 月 日
認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
<p>貴団体の登録してありました印鑑は、下記の理由により印鑑の登録を抹消しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">小牧市長 印</p> <p>1 登録番号</p> <p>2 登録年月日 年 月 日</p> <p>3 抹消の理由</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止申請の受理</p> <p><input type="checkbox"/> 登録の抹消()</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

○小牧市地縁団体の認可に関する取扱要綱

平成4年4月28日

4小生第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第2項の規定に基づき、町又は字の区域その他小牧市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「地縁団体」という。)の認可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 地縁団体が市長に認可を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した認可申請書(様式第1)を提出しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 総会の議事録
- (3) 構成員の名簿(様式第2)
- (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下「不動産等」という。)を保有している団体にあつては保有資産目録(様式第3)、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録(様式第4)
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した事業報告書(様式第5)
- (6) 代表者就任承諾書(様式第6)

(認可)

第3条 市長は、前条の申請を受けた日から30日以内に認可又は不認可を決定し、前条の申請をした地縁団体に通知しなければならない。

2 市長は、地縁団体の認可をした場合は、地縁団体台帳(様式第7)を作成し、管理するものとする。

(認可の告示)

第4条 市長は、前条の認可をした場合は、遅滞なくこれを告示するものとする。告示した内容に変更があつたときも、同様とする。

(規約等の変更及び解散の届出)

第5条 認可を受けた地縁団体は、その規約又は地縁団体台帳の記載事項に変更があつたときは、速やかに規約変更認可申請書(様式第8)及び告示事項変更届出書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 認可を受けた地縁団体が解散したときは、速やかに市長に書面をもつて、その旨を届けなければならない。

(認可の取消し)

第6条 市長は、認可を受けた地縁団体が、法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くことになったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による認可を受けた地縁団体の取消しをした場合は速やかにその旨を記載した書面をもつて通知するとともに、その旨を告示するものとする。

(証明書の交付)

第7条 法第260条の2第12項の規定による証明書の交付は、地縁団体台帳の写しにより行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地縁団体の認可に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日8小生第71号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年1月28日10小生第21号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月15日23小協第122号)

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則(令和元年7月1日31小協第588号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日31小協第588号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日2小自第1056号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に改正前の小牧市地縁団体の認可に関する取扱要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市地縁団体の認可に関する取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

年 月 日

（宛先）小牧市長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3 (第2条関係)

保 有 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日 現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建 物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土 地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第2条関係)

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産 の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第2条関係）

代 表 者 就 任 承 諾 書

私は、 _____ の代表者となることを承諾します。

年 月 日

代 表 者 住 所

氏 名

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 書式は、内容が整っていれば地縁団体独自のものが可とする

様式第 8 (第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 小牧市長

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定により規約の変更の認可を受けた
いので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第9（第5条関係）

年 月 日

(宛先)小牧市長

地縁による団体の名称及び事務所
の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2
第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書
類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【申出書様式（第二十二條の二関係）】

年 月 日

小牧市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

【申出書様式（第二十二条の三関係）】

年 月 日

小牧市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

申請不動産の登記事項証明書

住民票の写し

その他の市町村長が必要と認める書（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

3 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 小牧市長

申請者の住所及び氏名

住所

氏名

証明書交付申請書

下記の地縁による団体に係る地方自治法第260条の2第10項の規定に基づいて告示された事項に関する証明書を交付されたく、同条第12項の規定により申請します。

記

1 請求にかかる団体の名称及び事務所の所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 請求通数

_____ 通

3 手数料

_____ 円 (200円×通数)

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な協働活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡及び親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する

(区域)

第3条 本会の区域は、小牧市〇〇〇丁目〇〇番地から、〇〇番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、小牧市〇〇丁目〇〇番地におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときには、その資格を喪失する。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) 監事 〇人
- (5) その他の役員 〇人

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は会務を記録する。

4 会計は本会の会計事務を処理する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、次の各号に掲げるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の議決

(開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第19条 総会は全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) ○○○○○○○○

(書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得なければ、変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日（又は認可の日）から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年3月31日までとする。

〇〇自治会総会議事録

- 1 日時 令和〇〇年〇月〇日（日）午後7時から8時30分まで
- 2 会場 〇〇〇会館
- 3 会員の出席状況
総会員数（総会当日現在） 〇〇名
出席者（書面表決者並びに委任状提出者を含む） 〇〇名
欠席者 〇〇名
- 4 総会に付した事項
 - (1) 〇〇自治会 規約の改正について
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (3) 〇〇〇〇氏を会の代表者にすることについて
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについて
- 5 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議事項
 - (1) 〇〇自治会 規約の改正については、出席者全員をもって可決した。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。
 - (3) 〇〇〇〇氏を会の代表者とするについては、出席者の全員が同意した。
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和〇〇年〇月〇日開催の〇〇自治会の総会議事録の抄本であることを証明する

令和〇〇年〇月〇日

議長 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 〇〇 〇〇 ⑩

議事録署名人 〇〇 〇〇 ⑩